

## 第2章

# 札幌市における動物愛護管理の現状

環境省の動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版：平成28年度統計）に基づき、札幌市における動物愛護管理の現状について整理しました。

## 1 動物の飼養及び保管の施策状況

### (1) 犬・猫の引取り

札幌市では、動愛法に基づく所有者不明の犬猫の引取り、負傷動物の保護、飼い主が飼えなくなった（放棄された）犬猫の引取り、狂犬病予防法と市動愛条例に基づく犬の捕獲を行っています。

また、収容された犬猫については、本来の飼い主に返還するとともに、可能な限り生存の機会を与えるため、新しい飼い主への譲渡を行っています。

### ア 業務状況

表2-1 犬猫の引取り等の業務

自治体名	引取り		保管			処分			死体処理 (火葬)	負傷動物 収容実施
	引取場所	マイクロ チップ確 認	保管場所	公開 方法	保管期限	返還	譲渡	殺処分		
札幌市	動物管理 センター 各区保健 センター	○	動物管理 センター	公示 ホーム ページ	無期限	○	○	○	○	○
北海道	保健所	○	保健所	公示 ホーム ページ	無期限	○	○	○	○	○

★保管期限についての他都市の状況（相模原市では神奈川県に委託）

- ・有期限：20都県3政令市（熊本市、名古屋市、川崎市）  
譲渡適正あれば無期限：12県2政令市（名古屋市、川崎市）
- ・無期限：27府県16政令市

### <札幌市の特徴>

動物管理センターまたは各区保健センター（所有者不明の犬猫のみ）で犬猫の引取り業務を行っており、保健センターで引取りがあった場合には、動物管理センターへの搬送を行っています。

現在、保管期限の設定はなく返還または譲渡を目指して動物の収容を行っています。

他政令市においては、保管期限を設定している政令市が3市あり、そのうち2市は譲渡適正がある動物のみ保管期限を無期限としています。

イ 犬の引取り状況

表2-2 犬の引取り状況（負傷収容を除く）

犬	引取り数(頭)		処分数(頭)		
	飼い主から	所有者不明	返還	譲渡	殺処分・死亡
札幌市	58	151	82	121	4
北海道	155	553	255	370	76
政令市平均	24	144	83	75	11
全国合計	4,663	36,512	12,854	17,646	10,424
政令市順位	2位	7位	8位	4位	12位

※ 引取り数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

<札幌市の特徴>

飼い主からの引取り数は、政令市で2番目に多い状況です。

一方、処分数は、譲渡が政令市で4番目に多い状況です。殺処分はゼロで、病気や老衰により収容中に4頭の犬が死亡しています。

ウ 猫の引取り状況

表2-3 猫の引取り状況（負傷収容を除く）

猫	引取り数(匹)		処分数(匹)		
	飼い主から	所有者不明	返還	譲渡	殺処分・死亡
札幌市	163	924	16	964	91
北海道	418	1,284	17	1,270	410
政令市平均	62	494	3	301	248
全国合計	11,061	61,563	273	26,613	45,574
政令市順位	2位	4位	1位	2位	11位

※ 引取り数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

<札幌市の特徴>

引取り数は、飼い主からの引取りが政令市で2番目に、所有者不明の引取りが政令市で4番目に多い状況です。所有者不明として引き取られた猫のうち、約8割にあたる765匹が子猫となっています。

処分数としては、返還・譲渡とも他政令市と比較して多いものの、返還は少数であり、収容した猫のほとんどが譲渡となっています。殺処分はゼロですが、病気や衰弱で収容中に91匹が死亡しています。このうち、73匹は子猫で、生まれて間もない子猫が収容中に死亡する例が多い状況です。そのほかの18匹は成猫が収容中に死亡したものです。なお、「ウ 猫の引取り」、「エ 負傷猫」の殺処分・死亡を含めた収容猫全体での死亡数は122匹ですが、このうち殺処分は負傷収容の成猫1匹となっています。また、所有者不明で収容される猫については、首輪やマイクロチップの装着がほとんどみられないことから、大半が飼い主のいない猫と推定されます。

## エ 負傷動物の収容状況

表2-4 負傷犬の収容状況

負傷犬	収容数(頭)	処分数(頭)			死亡率(%)
		返還	譲渡	殺処分・死亡	
札幌市	2	0	2	0	0
北海道	44	21	13	9	20
政令市平均	6	2	3	1	17
全国合計	981	289	222	451	46

※ 収容数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

表2-5 負傷猫の収容状況

負傷猫	収容数(匹)	処分数(匹)			死亡率(%)
		返還	譲渡	殺処分・死亡	
札幌市	64	1	28	31	48
北海道	387	6	277	90	23
政令市平均	153	14	54	86	56
全国合計	11,475	423	2,938	7,928	69

※ 収容数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

### <札幌市の特徴>

他政令市と比較して、犬猫とも負傷動物の収容数は少なく、負傷の状態は様々です。

札幌市では、負傷犬は2頭のみ収容し、2頭とも譲渡されましたが、負傷猫は、64匹収容した中で31匹が死亡しており、死亡率は48%です。また、殺処分・死亡の31匹のうちの1匹は殺処分によるものですが、事故による重傷を負っており、治療の見込みがないために殺処分しています。

なお、負傷収容される猫や路上死体として回収される猫（平成28年度1,449匹）についても、首輪やマイクロチップの装着がほとんどみられないことから、大半が飼い主のいない猫と推定されます。

オ センター施設における動物の収容環境

図2-1 1頭あたりの収容期間（平均日数）

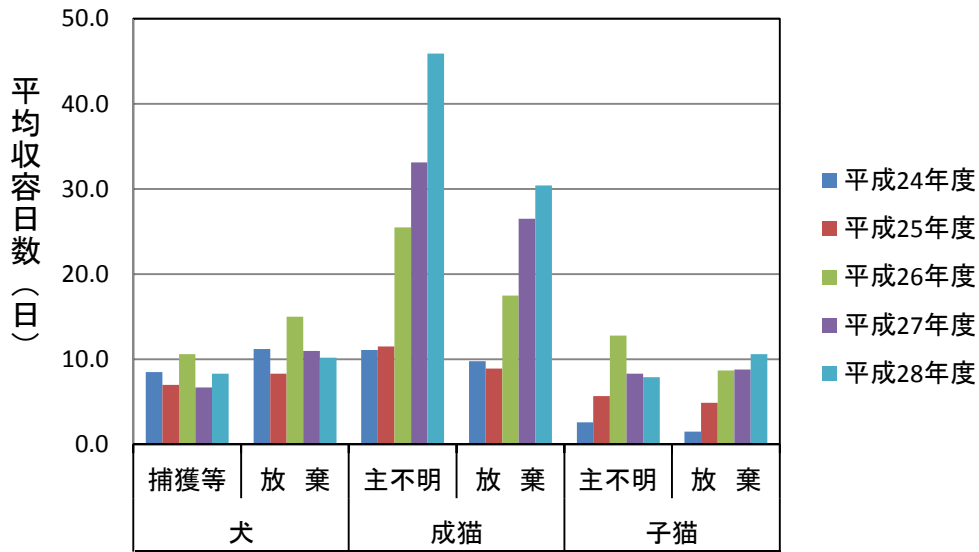


表2-6 センターにおける収容頭数・日数の状況

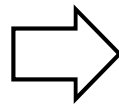
動物	収容可能頭数	平均収容頭数(上段) 及び 最大収容頭数(下段)			収容可能頭数を超えた日数の割合及び日数		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
犬	7	8.8	4.9	5.1	72.1%	26.3%	28.2%
		17	11	11	263	96	103
成猫	24	19.7	23.8	32.3	21.4%	44.1%	81.9%
		44	44	47	78	161	299
子猫	18	8.7	8.4	12.6	15.1%	20.8%	33.7%
		26	33	56	55	76	123

※子猫の収容可能頭数は、1ゲージ2匹ずつ収容した場合を想定

(収容動物のケアの必要性)



毛玉だらけで収容された犬



トリミングにより、衛生的になり新しい飼い主に譲渡されました。

### <札幌市の特徴>

収容される犬猫は、動物管理センター福移支所において保管され、担当獣医師が日々の健康状態等を管理しています。

これまで札幌市では、人に慣れていない猫や病気・けがを抱えた猫などを殺処分の対象としていましたが、平成25年の動愛法改正を機に殺処分を減らすため、譲渡が難しいと考えられるこれらの猫などについても、譲渡を目指して馴化や治療を行いながら収容を継続しています。そのため、収容施設は常に多くの猫が保管されている状態となっており、収容可能頭数を超過した場合には、一つのケージに複数頭収容することや、臨時のケージを置くことで対応しています。

また、多くの犬猫を保管する収容施設は、感染症が侵入しやすい場所であることから、重篤な感染症が発生し、蔓延する危険性があります。

そのため、収容時における検疫や、感染症を疑う動物の隔離などの対策が必要ですが、収容施設である福移支所には検疫室や隔離室が設けられていません。そのため、動物管理センター八軒本所において収容時における状態確認を行っていますが、福移支所への搬送後に感染症が発覚しても、他の収容動物から隔離することが難しい状況です。

このほか、収容される犬猫には、極めて痩せている、被毛や爪などの手入れがされていない、病気に罹っている、精神面での変調があるなど、虐待が疑われることもあります。このような収容動物を譲渡につなげるためには、収容動物の心身のケアが必要です。

(2) 動物取扱業者

哺乳類、鳥類、は虫類の販売や保管などの事業を営むためには、動愛法に基づき第一種動物取扱業として登録を受ける必要があります。

また、営利を目的としない事業については第二種動物取扱業として届出をする必要があります。

ア 動物取扱業者の登録・届出状況

表2-7 第一種動物取扱業者登録状況

第一種 動物取扱業	事業所数	登録業種内訳							
		販売			保管	貸出し	訓練	展示	競りあっ せん業・ 譲受飼養 業
		全体	うち 犬猫 販売	うち 犬猫 繁殖有					
札幌市	636	326	279	168	379	9	53	47	4
北海道	1,202	553	466	375	662	16	70	186	2
政令市平均	452	196	137	101	292	15	48	32	1
全国合計	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	144
政令市順位	4位	4位	1位	1位	4位	10位	6位	5位	1位

※「競りあっせん業」「譲受飼養業」は平成25年の動愛法改正で追加されたもの

表2-8 第二種動物取扱業者届出状況

第二種 動物取扱業	事業所数	届出業種内訳					業種別 内訳計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
札幌市	13	13	2	3	1	4	23
北海道	17	8	0	0	0	9	17
政令市平均	9	8	2	1	0	1	12
全国合計	839	607	137	53	34	256	1,087
政令市順位	4位	3位	5位	1位	3位	1位	3位

<札幌市の特徴>

他政令市と比較して第一種、第二種とも、動物取扱業事業所数は多く、動愛法に基づき登録制となっている第一種の事業所数は、20政令市のうち、横浜市1,261箇所、大阪市866箇所、名古屋市698箇所に次いで4番目に多い状況です。特に、犬猫販売業者数、犬猫繁殖業者数は政令市の中で最も多くなっています。

イ 動物取扱業者に対する行政による勧告・命令・立入検査等の状況

表2-9 動物取扱業者に対する行政による勧告・命令・告発等の状況

自治体名	第一種動物取扱業者 (動愛法19条・23条)				第二種動物取扱業者 (動愛法23条・24条)			虐待 遺棄	特定 動物	周辺環境の 保全	
	勧告	措置 命令	業務 停止 ・ 登録 取消	告発	勧告	措置 命令	告発	告発	告発	勧告 ・ 措置 命令 ・ 命令	告発
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表2-10 動物取扱業者に対する行政による立ち入り検査の状況

自治体名	第一種動物取扱業者		第二種動物取扱業者	
	立入検査 件数	立入検査 施設数	立入検査 件数	立入検査 施設数
札幌市	202	202	1	1
北海道	518	474	12	9
政令市平均	231	194	3	2
全国合計	28,611	24,079	475	332

<札幌市の特徴>

全国的に、動愛法に基づく勧告・命令・業務停止・登録取消・告発は非常に少ない状況です。札幌市では、平成27年度に第一種動物取扱業者に対する勧告として円山動物園におけるマレーグマの死亡事案に係る改善勧告が1例ありました。

動愛法に基づく第一種動物取扱業者の立入検査202件の内訳としては、新規登録による検査が78件、5年毎の更新や施設内容変更時の検査が108件、苦情相談を受けての検査が16件となっています。また、動物取扱業に関する苦情相談件数は平成26年度が33件、平成28年度が22件となっています。苦情相談の内容としては、「販売時に十分な説明がない」、「動物の展示方法に問題がある」、「不衛生な施設である」、「動物の鳴き声がうるさい」等、多岐にわたる内容となっています。なお、平成27年度は上記勧告に関わる相談や意見が非常に多く寄せられたため、例年より大幅に多い286件となっています。

ウ 動物取扱責任者研修

表2-11 動物取扱業者研修の実施状況

動物取扱責任者研修の内容		
札幌市	平成26年度	動物の愛護及び管理に関する法律について 動物取扱業者が注意すべき、ペットの病気や管理について かけがえのない一つの地球、つながっている一つの健康
	平成27年度	動物の愛護及び管理に関する法律について ペットに関わる消費者トラブルについて ※馬という動物について ※動物飼養における衛生害虫について (※は日替わり)
	平成28年度	動物の愛護及び管理に関する法律について 保護活動から見てくるこれからのペット業界に期待すること 欧米での取組から考察した犬猫の問題行動の防御方法について
他都市の例	(動物取扱業者に関すること) トラブルを未然に防ぐ店舗づくり 動物取扱業における苦情違反事例 動物園における展示動物の死亡事故から学ぶこと (鳥類や爬虫類等に関すること) 鳥類及び爬虫類の飼養方法について 鳥インフルエンザについて (特定動物や他法令に関すること) 鳥獣保護法について 特定動物の飼養について (終生飼養・動物の高齢化に関すること) 老犬介護について 伴侶動物のがんについて (行政の施策に関すること) 動物愛護推進計画について 猫の適正飼養ガイドラインについて 地域猫活動について マイクロチップの装着の推進について (災害に関すること) 災害時の対応について シェルターメディスンについて (その他教養科目として) 「ヒト」という動物を取り扱うためのコミュニケーションスキル 子供への動物飼育・福祉教育と動物が子供の発達に与える影響	

札幌市では、動物取扱責任者研修の対象となる事業者数が多いため、毎年1回の研修を4日間に分けて実施しています。

研修の内容は、動愛法に関するもののほか、動物の体調管理や業務上における顧客とのトラブルを防ぐことについての講義等を実施しています。毎年、希望する講義内容について受講者アンケートを実施し、その結果を参考に翌年の研修内容を検討しています。しかしながら、他業種の研修受講への抵抗感に関する意見や、初任者向けの内容を毎年受講することに意義を感じないという意見が多くみられます。

他都市では、札幌市でも実施している内容のほか、鳥類や爬虫類に関する講義、特定動物や他法令に関すること、行政の施策や災害対応等、様々な内容で実施されています。

なお、政令市でみると、平均して年に3回、研修会が行われています。初任者向けに講義を別途実施している事例もあります。



(3) 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた特定動物の飼育を行う際には、動愛法に基づく許可を受ける必要があります。

ア 特定動物の飼養保管状況

表2-12 特定動物の飼養保管状況

自治体名	総計							
	計		哺乳類		鳥類		爬虫類	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
札幌市	22	247	5	152	1	11	18	84
北海道	42	666	25	597	5	41	18	28
政令市平均	23	130	9	71	1	3	14	56
全国合計	1,722	45,778	714	10,063	133	370	1,007	35,345
政令市順位	6位	3位	9位	2位	7位	1位	6位	5位

<札幌市の特徴>

特定動物の飼養箇所数は、政令市で6番目、飼養頭数は3番目に多い状況です。哺乳類と鳥類の飼養許可の大半が、円山動物園と南区の動物園施設となっています。一方、爬虫類については、18箇所の施設のうち、愛玩目的の個人飼養者が14箇所と多くなっています。

イ 特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査、許可取消、告発件数

表2-13 特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査、許可取消、告発件数

自治体名	命令件数	立入検査 件数	立入検査 施設数	許可取消	告発件数	
					無許可	その他
札幌市	0	22	22	0	0	0
北海道	0	33	24	0	0	0
政令市平均	0	17	12	0	0	0
全国合計	0	1,895	1,179	0	1	0

<札幌市の特徴>

全国的に、動愛法に基づく命令・許可取消・告発は非常に少ない状況であり、札幌市では全て0件です。動愛法に基づく札幌市の立入検査22件の内訳としては、許可申請時の検査が10件、施設内容変更時の検査が12件となっています。

(4) 動物による事故

犬による咬傷事故については、狂犬病予防の観点から、狂犬病予防法や市動愛条例に基づき届出の対象とし、事故の再発防止に取り組んでいます。

また、特定動物等、犬以外の動物による人身事故も全国で確認されています。

ア 犬による咬傷事故件数

表2-14 犬による咬傷事故の件数、発生場所、咬傷犬の登録状況等

咬傷事故 自治体名	総件数	対動物の 事故件数	咬傷事故発生場所			咬傷犬数	咬傷犬の登録状況等			
			犬舎等の 周辺	公共の 場所	その他		飼 い 犬		野犬	
							飼い主判明 登 録	飼い主不 明 未登録		
札幌市	69	19	24	42	3	69	49	10	10	0
北海道	57	1	29	18	10	55	34	16	5	0
政令市平均	42	3	9	29	4	42	35	4	3	0
全国合計	4,341	176	1,303	2,487	551	4,353	3,431	607	271	44
政令市順位	3位	1位	1位	4位	7位	3位	3位	2位	1位	-

表2-15 犬による咬傷事故発生時及び発生後の犬の状況

咬傷事故 自治体名	咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生後の犬の状況				
	犬舎等に けい留中	けい留し 運動中	放し 飼い	野犬 (放浪犬)	その他 (不明)	捕獲	引取り	飼養 継続	逸走	その他 (不明)
札幌市	4	37	5	4	19	0	0	43	2	24
北海道	12	11	11	5	16	6	1	42	3	3
政令市平均	7	19	6	1	9	0	0	38	0	3
全国合計	819	1,335	1,028	149	1,022	99	128	3,857	110	159
政令市順位	11位	3位	12位	2位	2位	-	-	4位	1位	1位

表2-16 犬による咬傷事故の被害者数と事故発生時における被害者の状況

咬傷事故 自治体名	被 害 者 数						咬傷事故発生時における被害者の状況					
	死 亡			そ の 他			犬に手 を出し た	けい留 しよう と	配達・ 訪問時	通行中	遊戯中	その他
	飼い主 ・家族	他人	動物	飼い主 ・家族	他人	動物						
札幌市	0	0	0	1	49	19	3	0	7	49	4	6
北海道	0	0	0	4	53	1	6	3	12	28	1	8
政令市平均	0	0	0	1	39	3	6	2	5	23	2	5
全国合計	1	4	32	189	4,036	227	603	260	696	2,093	162	675
政令市順位	-	-	-	4位	4位	1位	15位	-	5位	2位	3位	5位

<札幌市の特徴>

犬による咬傷事故件数は、政令市で3番目に多く、特に被害者が人ではなく、動物である件数が政令市で最も多くなっています。公園や道路などの公共の場所での事故が多く、けい留はしているものの、飼い主が制御できずに、近くを通行した人や動物を咬む事故が多い状況です。

イ 犬以外の動物による人身事故状況

表2-17 犬以外の動物による人身事故の件数、発生場所

区分	人身事故の件数	人身事故を起こした動物の数	人身事故の発生場所		
			獣舎の周辺	公共の場所	その他
自治体名					
札幌市	0	0	0	0	0
全国合計	26	26	12	7	7

表2-18 犬以外の動物による人身事故発生時及び発生後の動物の状況

区分	発生時における動物の状況				人身事故後の動物の状況				
	獣舎等に けい留中	けい留し 運動中	放し飼い	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他
自治体名									
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	5	2	6	13	1	1	16	5	3

表2-19 犬以外の動物による人身事故の被害者数と  
事故発生時における被害者の状況

区分	被害者数				人身事故発生時における被害者の状況					
	死亡		その他		動物に手 を出した	けい留し ようとした	配達・ 訪問時	通行中	遊戯中	その他
	飼い主・ 家族	それ以外	飼い主・ 家族	それ以外						
自治体名										
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	1	2	7	19	6	0	2	7	1	13

<札幌市の特徴>

犬以外の動物については、動愛法や市動愛条例に基づき、特定動物による事故のみ届出義務があります。平成28年度は特定動物による人身事故は0件となっています。全国では、猫や馬による事故のほか、ライオンやゾウ等の特定動物による事故が合計26件報告されています。

(5) 犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数

犬を飼育する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。

表2-20 犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数

(厚生労働省「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移」より)

自治体名 年度	札幌市			全国合計		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録頭数	87,897	86,453	85,284	6,626,536	6,526,897	未公表
予防注射頭数	63,391	63,039	60,845	4,744,364	4,688,240	
予防注射実施率(%)	72.1	72.9	71.3	71.6	71.8	

<札幌市の特徴>

札幌市においても、全国と同様に犬の登録頭数は減少しています。予防注射実施率については、全国と大きな差はなく、7割程度に留まっています。

一方、(一社)ペットフード協会の調査における全国の犬の飼育頭数は、平成28年10月現在で登録頭数の1.5倍程度の約988万頭と推計されており、無登録で飼育されている犬が多数存在するとみられています。

札幌市内では、平成28年度において、収容犬返還時の82件中42件、咬傷事故対応時の69件中10件、火葬受付時にも多数の無登録犬が確認されており、それぞれ指導などを行っています。火葬受付時については正確な統計はありませんが、平成29年4月において、犬火葬受付時の116件中53件の無登録犬が確認されています。

(6) 犬猫の引取り手数料及び不妊手術助成金、マイクロチップ取組状況

ア 犬猫の引取り手数料

表2-21 犬猫の引取り手数料と返還手数料

自治体名	犬				猫			
	引取 手数料 (成犬)	譲渡 手数料	返還 手数料	飼養管理 手数料 (1日)	引取 手数料 (成猫)	譲渡 手数料	返還 手数料	飼養管理 手数料 (1日)
札幌市 (H28.10~)	2,100	0	6,500	400	2,100	0	4,300	300
北海道	2,100	0	900	1,250	2,100	0	900	850

★他都市の状況

犬引取手数料 有料：46都府県19政令市（すべて）

猫引取手数料 有料：46都府県19政令市（すべて）

犬返還手数料 有料：45都府県19政令市

猫返還手数料 有料：21都府県13政令市

（返還手数料は、飼養管理手数料としての徴収を含む）

<札幌市の特徴>

札幌市では、市動愛条例の制定により、平成28年10月から犬猫の引取り手数料を有料とし、北海道と同額としています。犬猫の返還手数料については、北海道より高い金額で設定しています。

イ 不妊手術、マイクロチップの普及に関する取組状況

表2-22 政令市における不妊手術、マイクロチップに関する取組状況

対象 取組み	譲渡犬		譲渡猫		飼い犬		飼い猫		飼い主のいない猫	
	手術実施	MC装着	手術実施	MC装着	手術助成金	手術助成金	手術実施	手術助成金	手術実施	手術助成金
札幌										
仙台		○		○						○
さいたま	○	○	○	○						○
千葉								○		
横浜	○	○	○	○			○			○
川崎	○	○	○	○			○			○
相模原					○		○			○
新潟			○(オス)				○(メス)			○(メス)
静岡										
浜松										
名古屋	○	○	○	○			○			○
京都	○		○		○		○			○
大阪	○		○							
堺		○		○			○			○
神戸		○					○(メス)			○
岡山		○		○						○
広島								○		
北九州					○(メス)		○(メス)			○(メス)
福岡	○		○				○(MC同時)		○	
熊本	○		○							○

<札幌市の状況>

札幌市では、譲渡動物の不妊手術は試行段階であり、飼い主のいない猫に対する不妊手術を推進する取組や、マイクロチップ（MC）の普及に関する取組は実施していません。他政令市で同様の状況となっているのは2市のみであり、ほとんどの政令市で不妊手術、補助制度、行政による譲渡動物へのMC装着に関する取組が行われています。

## 2 災害時における動物の飼養及び保管の施策状況

---

### <札幌市の状況>

北海道において、大規模災害発生時に犬猫等の被災動物救護活動を協力・連携して円滑に推進するため、関係自治体（北海道、旭川市、函館市）、関係団体である（公社）北海道獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会と「災害時における動物救護協定」を平成24年12月に締結しています。

この協定に基づき、災害発生時に北海道被災動物救護本部を設置し、（一財）ペット災害対策推進協会に経費や物資の支援要請を行うとともに、被災動物の治療、健康管理、飼主不明の被災動物の保護、一時飼育、譲渡などの救護活動を実施することとしています。

また、災害時に備えた取組として、平成29年9月に、支援物資の運搬や避難場所における動物の世話を補助する「災害時動物救護ボランティア制度」を創設しました。

しかしながら、平素からの準備や災害時の同行避難について、飼い主や飼い主以外の市民に対して広く行う講習会や避難訓練は実施していません。

### 3 動物の愛護及び管理に関する施策の実施体制

#### (1) 協議会設置及び動物愛護推進員状況

動愛法に基づき、動物愛護と適正飼育の推進を図るため、平成23年度から動物愛護推進員制度を開始しました。

また、市動愛条例に基づき、動物愛護管理に関する重要事項の調査審議を目的として、平成28年度に附属機関として動物愛護管理推進協議会を設置しました。

表2-23 協議会の設置状況

自治体名	協議会設置状況	協議会名称
札幌市	設置済 (平成28年4月20日)	札幌市動物愛護管理推進協議会
北海道	設置済 (平成16年2月6日)	北海道動物愛護推進協議会

他政令市の状況

38都府県9政令市で協議会を設置済

未設置の10政令市は都府県の協議会に参加

表2-24 動物愛護推進員の委嘱と活動内容の状況

自治体名	活動内容	募集方法	委嘱要件	人数 (うち獣医)
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発</li> <li>引取り犬、猫等の譲渡事業への協力支援</li> <li>動物愛護週間関係行事や適性飼育に関する講習会等への協力</li> </ul>	公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市内に在住の18歳以上で、動物の愛護や適正な飼育方法に関する知識や経験を持つ者</li> <li>積極的にボランティア活動が行える者</li> <li>札幌市の動物愛護事業に協力できる者</li> <li>動物愛護推進員としての活動に関して、氏名等の公表が可能な者</li> <li>動物関連法令に違反する行為等により、行政機関から文書指導等を受けたことのない者</li> <li>動物管理センターが主催する研修会、勉強会等に参加できる者</li> </ul>	22名 (0名)
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発</li> <li>道及び市町村等が開催する動物愛護週間関係行事への協力・道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力</li> <li>振興局が開催する会議、研修会への出席と活動報告</li> </ul>	公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上であること</li> <li>犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること</li> <li>動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがないこと</li> </ul>	77名 (4名)
他政令市	(上記以外の活動内容として) <ul style="list-style-type: none"> <li>学校飼育動物に関すること</li> <li>飼い主のいない犬猫の一時保護</li> <li>ふれあい事業</li> <li>飼い主のいない猫の管理・不妊手術</li> <li>避難訓練時の同行避難</li> <li>適正飼養相談窓口・講習会補助</li> <li>所有者明示標識の検討普及</li> <li>イベントでの講演</li> <li>公共の場所における糞放置防止活動</li> <li>譲渡希望者宅への訪問調査</li> </ul>	推薦(6市) 公募(1市) 併用(4市) なし(8市)	※年齢制限 20歳以上 6市 規定なし 5市	0~113名 (0~92名)



### <札幌市の状況>

推進協議会では、本計画を含め、市の施策や取組について、評価・助言・提案を行います。

平成28年度は、本計画の策定と動物管理センターの機能強化について4回にわたる協議を行い、平成29年2月にその協議結果をまとめた「答申」が市長あてに手交されました。

動物愛護推進員は、動物管理センター福移支所の土曜開庁における譲渡会や、動物愛護週間行事、どうぶつあいご教室などのイベントに参加・協力しています。現在の動物愛護推進員の中には、動物に関する知識や技術を備えた方も多くいますが、センターにおける収容動物のケア、体調管理、飼い方相談、健康相談などの分野では、活動の拡大を図れていない状態です。

## (2) ボランティア制度

札幌市では、動物愛護や適正飼育を推進するために、多くのボランティアや動物愛護団体、動物関係団体と連携しています。また、平成26年度から収容された犬猫を第三者へ再譲渡する目的で保護するボランティアについて登録制度を開始しました。

表2-25 札幌市における保護ボランティアへの譲渡状況（平成28年度）

	ボランティア譲渡数(頭または匹)	譲渡数全体に占める割合(%)
犬	3	2.4
成猫	27	10.4
子猫	411	56.1

### <札幌市の状況>

動物管理センターに保護収容される猫は、離乳前の子猫が多く、子猫の譲渡先は保護ボランティアが6割を占めています。離乳前の子猫は、毎日、数時間おきにミルクを与え、排泄を促すなど、付きっきりの対応が必要です。平成29年4月現在で、保護ボランティアの登録が25件（団体13件・個人12件）あり、この保護ボランティアの活動によって、多くの離乳前の子猫の命をつなぐことができます。

保護ボランティアの登録数は、徐々に増えていますが、ボランティア譲渡が増える中で、センターから譲渡した後にボランティアの施設で死亡する事例や、保護ボランティアの施設において長期間の療養が必要となり、次の動物を受入れることが困難となってしまう事例も増えていきます。そのため保護ボランティアへ動物を譲渡するのみでなく、譲渡した動物が終生飼養できる飼い主に円滑に譲渡されるよう、保護ボランティアの活動を見守り、支援していく必要があります。

また、センターの収容環境の改善のため、センター施設内での動物の世話やトリミング等のケアについてボランティア活動の対象を広げることが必要です。

## 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

### (1) 動物愛護週間行事の実施状況

札幌市では、動物愛護週間（9月20日～26日）に、動物管理センター福移支所において慰霊碑に献花をする「小動物慰霊の日」、動物愛護イベント「人とペットのくらし広場」（H27年度までは「動物愛護フェスティバル」）、児童会館等でフィルム映画を観賞する「どうぶつ映画上映会」、図書館でペットの飼い方などに関する図書の展示をする「どうぶつの本の世界」を実施しています。他政令市と比較しても、充実した内容となっています。

しかし、動物愛護イベントの参加者のほとんどが、動物を飼っている方であり、動物を飼っていない方の参加が少ない状況です。



人とペットの暮らし広場のポスター



地上会場の様子



パネルディスカッション  
「秋元市長と語る、人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」



児童動物画コンクール表彰式

<平成28年度実績>

○小動物慰霊の日

日 時：9月23日

場 所：動物管理センター福移支所

対象者：市民全体

内 容：市民が自由に献花できる方式で実施しており、動物管理センターで火葬された小動物たちの霊を慰め、冥福を祈りました。

来場者数：約250人

○人とペットの暮らしひろば

日 時：9月19日

場 所：札幌市北3条広場及び札幌駅前地下広場

対象者：市民全体

内 容：動物の愛護と適正な飼育管理についての関心と理解を深めてもらうため、（一社）札幌市小動物獣医師会と共催で様々な普及啓発活動を行いました。

- ① ステージイベント（長寿犬猫表彰等）
- ② 啓発ブース出展（パネル展示、クイズラリーなど）
- ③ 児童動物画コンクール市長表彰式
- ④ 獣医師相談会、獣医さん体験、救命救急講座など

来場者数：約7,700人

○どうぶつ映画上映会

日 時：9月15日

場 所：市内児童会館（南月寒）

対象者：市内児童会館を利用する小学生

内 容：犬との絆や愛情を題材にしたものを上映

○どうぶつの本の世界

日 時：8月～9月

場 所：市内図書館（中央、元町、厚別、澄川、西岡）

対象者：市民全体

内 容：動物を題材にした本やポスターの展示、絵本の読み聞かせなどを行いました。展示については子ども向けブースと大人向けブースの両方を設営しました。

## (2) 飼い主に対する適正飼育啓発事業の実施状況

飼い主に対する適正飼育啓発事業については、共催による事業も含めて、動物管理センター職員が出張して講座やパネル展を実施しています。しかし、実施回数が少ない状況であり、事後対応としての現地指導が中心となっています。

### ○現地指導

犬猫の適正飼育の指導を目的として、苦情相談等の個別対応のほか、市内全域を対象としてパトロールを実施しています。

### ○出前講座

町内会等の団体を対象として、犬や猫の適正飼育や終生飼育、ペットのマナー等に関する出前講座を実施しています。(平成28年度実績 出前講座 3回 33名参加)

### ○公園散歩講座

公園における犬の散歩のマナー向上や適正飼育の啓発を目的として、市内大規模公園において、公園の指定管理者及び(公社)日本愛玩動物協会北海道支所の協力のもと、犬の散歩マナー等に関するデモンストレーションなどを交えた講習会を実施しています。

また、参加者の希望に応じて、飼い方、健康、しつけなどの飼育相談を行っています。

(平成28年度実績 2回 36名参加)



愛犬と一緒に散歩講座の様子



## ○パネル展

動物管理センターに保護収容される犬猫の状況、飼育マナー、動物愛護に関する啓発のため、市役所本庁舎ロビーや、札幌駅前地下歩行空間等においてパネル展を行っています。（平成28年度実績 チカホ2回、ファクトリー1回、アクセス札幌1回）



札幌駅前地下歩行空間パネル展

## ○講習会

動物愛護団体との共催で終生飼育、適正飼育、飼育マナー、動物愛護などに関するセミナーを行っています

（平成28年度実績 1回 98名参加）

## ○町内会回覧、看板配布

犬や猫の苦情相談等においては、飼い主等が特定できない場合があることから、関係町内会と連携して啓発チラシを回覧するなど、マナー向上の普及啓発に努めています。



### (3) 子どもに対する動物愛護教育の実施状況

子どもに対する動物愛護教育は、出前授業や施設見学を実施しています。どうぶつあいご教室については募集枠の2倍以上の応募がある状況です。

また、小学生から大学生まで、多くの方を受け入れています。内容は施設見学や出前での講義にとどまっています。今後は、子どもが心豊かに育つ上で重要とされている、動物とのふれあいやお世話の体験など実習の機会が必要です。

### ○どうぶつあいご教室

表2-26 どうぶつあいご教室の実施状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催施設数(箇所)	10	23	17	21	24
参加者数(人)	572	1190	845	1057	875

幼児期の情操教育や動物愛護精神の涵養などを目的として、市内の幼稚園及び保育園を対象に、(公社)日本愛玩動物協会北海道支所や札幌市動物愛護推進員の協力を得て、犬や猫との接し方についての講話などを行っています。

### ○命の教室

国の基本指針において、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であるとされています。札幌市においても、動物愛護教育を推進し、動物を通じて命の大切さや生き物への優しさなどを学ぶため、小中学生を対象にした出前授業(命の教室)を行っています。

(平成28年度実績 4校 762名)

### ○小中学生の自由研究活動としての事例

夏休みなどにおける自由研究への取組として、小中学生を中心にセンターの受入れを行っており、札幌市の動物愛護に関する取組や殺処分の状況などについて、個別に対応しています。(毎年、個人訪問多数)

### ○中高生の職業研究を行った実績

中高生の職業研究の一環として、学生の受入れを行っており、職員が動物関連の仕事を紹介するなど、事業・施策や施設について個別に対応しています。(平成28年度実績 6校、その他個人訪問複数)

### ○専門学校や大学での授業の実績

各専門学校のカリキュラムにおいて、動物愛護の取組を学ぶ実習の一環として、動物専門学校生や獣医系大学の学生などの受入れを行っており、事業・施策や施設について講義を行うとともに、保護収容施設の施設見学の受入れを行っています。

（平成28年度実績 6校、その他個人訪問複数）



#### (4) 譲渡会の実施状況

動物管理センターで収容している犬猫については、開庁日のほか、土曜開庁や保護ボランティア共催による譲渡会を開催しています。ホームページや動物管理センター窓口において、譲渡方法や譲渡会について案内していることから、譲渡に関する問合せが数多く寄せられています。

#### ○土曜開庁「どようびのわんにゃん飼い主さがし」

平成24年度から犬猫の譲渡の機会を増やすために、平日に福移支所を訪れることが難しい市民を対象とした「どようびのわんにゃん飼い主さがし」として、毎年4月から11月の第2土曜日と第4土曜日に実施しています。平成28年度は752名の来庁があり、犬11頭、成猫36匹、子猫78匹が譲渡されました。

#### ○保護ボランティア共催の譲渡会

保護ボランティアと共催で、動物管理センターからボランティアに譲渡した犬猫を対象とした譲渡会を実施しています。平成28年度は4回の譲渡会（譲渡手続きは後日）を実施し、約50匹の子猫が譲渡されました。

#### ○北海道共催の共同譲渡会「譲渡でつなごう命のバトンわんにゃん 家族プロジェクト」

環境省が実施する「人と動物が幸せに暮らす」のモデル事業として平成29年1月14日に北海道が広域譲渡の推進を目的に実施した譲渡会「譲渡でつなごう命のバトンわんにゃん家族プロジェクト」に札幌市も共催し、市動愛条例に関するクイズラリーの実施や福移支所における譲渡可能動物を紹介するブースを設置しました。その結果、500名程度の来場があり、道内保健所から参加した14頭の犬猫のうち、3頭は一般の方に、11頭は共催した動物愛護団体に譲渡されました。

(5) 動物の飼養管理に関する苦情相談対応の状況

図2-2 札幌市における犬の飼養管理に関する苦情相談の状況

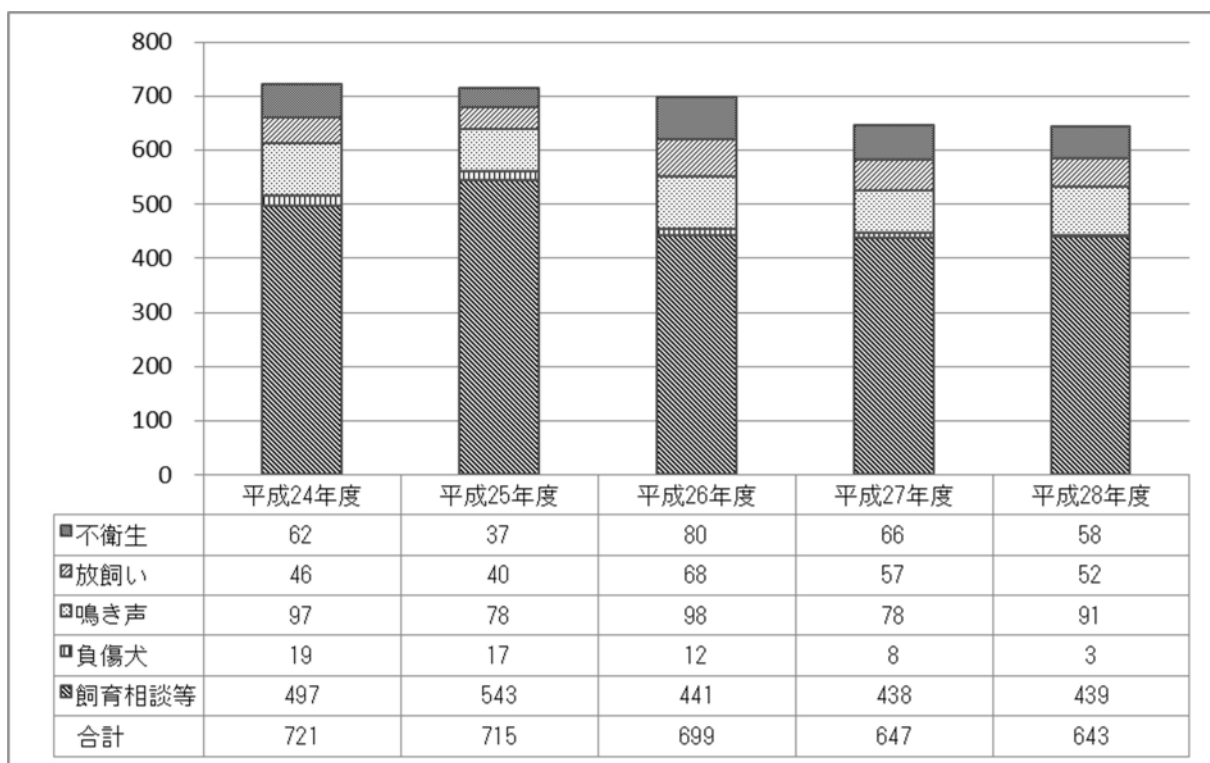
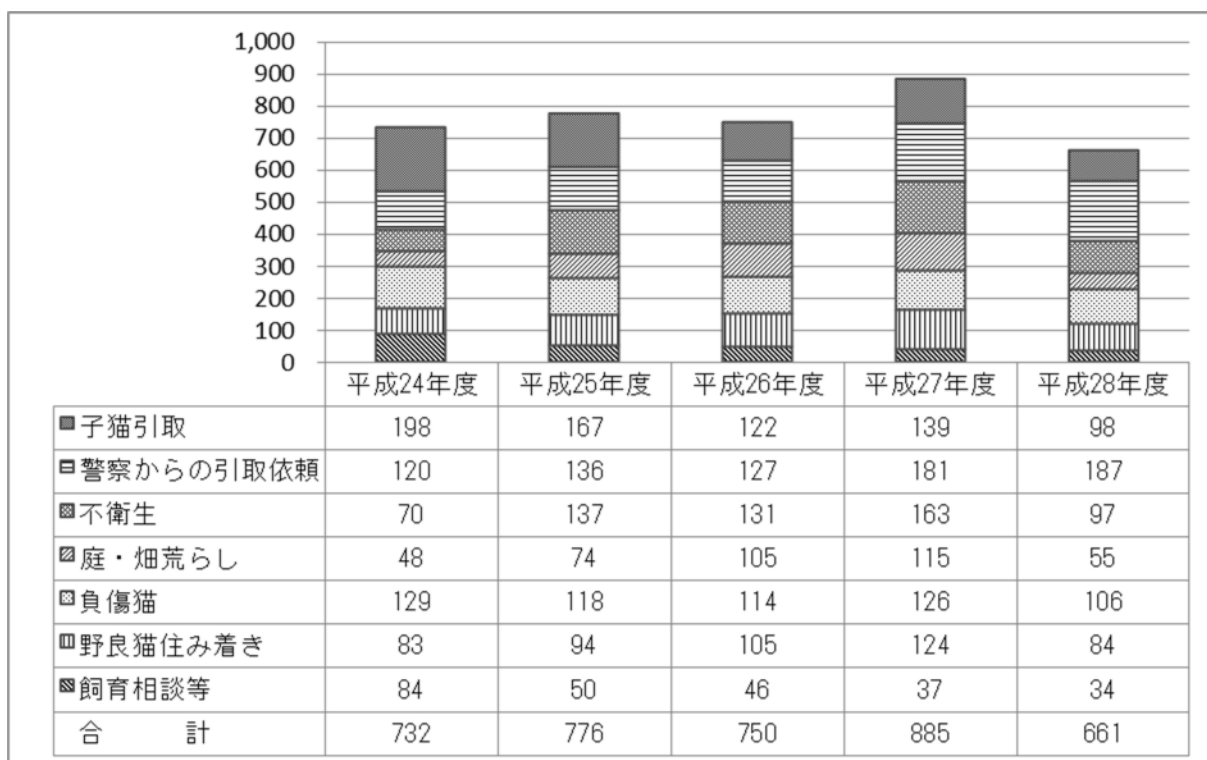


図2-3 札幌市における猫の飼養管理に関する苦情相談の状況



### <札幌市の状況>

犬に起因する苦情総件数は減少傾向ですが、内容別の件数は年度によって増減しています。全般的に、飼い主自身のモラルに起因するものが多く、強制力のない指導にとどまっていることから、犬の鳴き声や臭いの問題など解決に時間を要し、例年繰り返し発生しているものもあります。平成25年度に実施した市民アンケートでは「排泄物の処理をきちんとしてほしい」が67%を占めましたが、相談件数はその後減少していません。このため、飼い主のマナーやモラルの向上を目指し、適正飼育に関する普及啓発に努めていく必要があります。

一方で、飼い主がモラルを持って動物を飼養している場合でも、相談者が動物の病気などの状況や習性について理解できないことにより、苦情につながっている事例も見られます。

猫に起因する苦情件数については、平成28年度は市動愛条例の施行に伴う啓発活動の強化により661件と減少したものの、依然として多い状況です。物置で生まれていた子猫等、所有者不明猫の引取り依頼件数は、警察からの依頼を含め毎年300件程度で変化していない状況です。エサやり等による住みつきの相談は、80~100件程度、不衛生、庭・畑荒らしの相談は200件前後の状況で、その多くは飼い主のいない猫によるものと考えられます。

札幌市では、無責任なエサやりを行う方に対し、周囲に配慮するよう指導するほか、相談者に対して猫の忌避剤のサンプル提供などを行っています。飼い主のいない猫については、生まれたばかりの子猫の引取りのほか、行政として対応できない成猫の捕獲に関する相談が依然として数多く寄せられています。

(6) 多頭飼育に係る市の対応状況

表2-27 多頭飼育者からの放棄の状況

年度 区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
10匹以上の放棄件数	2	6	0	9	0	1	0	2
10匹以上での放棄頭数計(A)	34	256	0	208	0	21	0	27
年間放棄頭数合計(B)	119	454	102	377	75	109	58	163
10匹以上の放棄頭数の割合(A/B)	28.6%	56.4%	0.0%	55.2%	0.0%	19.3%	0.0%	16.6%

<札幌市の状況>

多頭飼育者から放棄される、いわゆる多頭飼育崩壊は、犬よりも猫で多く発生しています。多数の犬猫を動物管理センターですべて引き取ることは困難であり、ボランティア団体等に引取り等の協力を要請し対応している状況です。平成27年度以降はボランティア団体が介入する事例のほか、飼育者が直接ボランティア団体に相談する事例もあり、動物管理センターにおいて多頭飼育崩壊の状況を全ては把握できていません。

多頭飼育の実態を把握し、早期に対応するため、平成28年10月から施行した市動愛条例において、犬猫合わせて10頭以上を飼育する多頭飼育の届出を飼い主の義務として定めました。平成29年5月現在、多頭飼育の届出件数は、犬猫混合7件、犬のみ3件、猫のみ31件で、全体で犬102頭、猫728匹となっています。

## 5 動物の遺棄や虐待の状況

### (1) 動物の遺棄や虐待を疑う事例の発生状況

表2-28 札幌市における動物の虐待を疑う通報数の状況

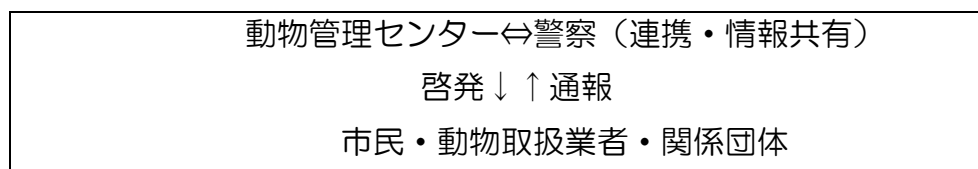
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
犬(件数)	26	13	23	11	16
猫(件数)	10	5	7	2	3
計(件数)	36	18	30	13	19

#### <札幌市の状況>

動物の遺棄や虐待を疑う事例は毎年発生しています。具体的な犬の事例としては、エサや水が与えられていないことや、屋根のない場所に雨や日照りの中で放置されたままなどのネグレクトがあります。また、物音と飼い主の怒鳴り声に加えて、犬のかわいそうな声が聞こえるなどといった内容もあります。

猫の事例としては、毒エサがまかれて猫が次々と死んでいる、ワナらしきものが設置されている、住宅内に猫がいるのに飼い主が長期不在にしているといった内容があります。

### (2) 動物の遺棄や虐待を疑う事例に対する対応体制



動物の遺棄や虐待が疑われる事案に対応するためには、市民からの情報提供が重要です。このため、虐待等が疑われる事案に接した場合には、速やかに通報するように、市民に啓発を行う必要があります。

また、警察と動物管理センターの連携を緊密にして対応することが大変重要です。このため、動物管理センターでは警察との情報共有・協力体制の構築を進めています。

実際に動物の遺棄や虐待が疑われる事案が発生した場合には、動物管理センターと警察が連携し、現地調査を行います。警察は犯罪性の有無等の調査を行い、動物管理センターは状況に応じた動物の保護・収容を担当します。

しかし、通報先を含め、対応方法が市民に十分周知されていない状況です。

## 6 現状のまとめ

---

### 1 動物の愛護

- (1) 動物を飼っていない方を対象とした動物愛護の普及啓発が十分でなく、苦情相談対応において相談者による動物への理解不足が問題となる事例があります。
- (2) 動物の虐待や遺棄に対する対応方法が市民にまだ十分に知られていません。
- (3) 子どもに対する動物愛護教育について、その内容は出前講座や見学にとどまっています。

### 2 動物の管理

- (1) 犬猫ともに飼い主からの引取り数が政令市で2番目に多い状況です。
- (2) 第一種動物取扱業の事業所が多い状況です。特に犬猫販売業者・犬猫繁殖業者が多く、販売、展示方法に関する苦情相談があります。
- (3) 動物取扱責任者研修は、年に1回4日間で、すべての動物取扱業者を対象に同一の研修会を実施しています。受講者からは、個別の業種や経験に配慮した研修を求められています。
- (4) 特定動物の飼養頭数が多く、哺乳類や鳥類の飼養箇所は動物園施設に集中していますが、爬虫類は愛玩動物としての個人飼養者も多い状況です。
- (5) 公共の場所で、散歩中の犬による咬傷事故が多い状況です。被害者の不注意のほか、飼い主のマナーの欠如や犬を制御できないことによる事故が数多くあります。
- (6) 狂犬病予防法で義務付けられているにもかかわらず、無登録犬が数多く確認され、狂犬病予防注射の実施率も7割程度に留まっています。
- (7) 犬の苦情相談の多くは、鳴き声、不衛生、放し飼いにに関するものとなっています。飼い主のマナーやモラルの欠如に起因するものが数多くあります。

### 3 体制整備

- (1) 各施策の推進、取組の強化は行政のみでは対応が難しくなっています。  
動物愛護推進員やボランティアの活動の内容も限られています。また、学習・研究の目的でセンターを訪問する学生等が多いものの、内容は見学や座学にとどまっています。
- (2) 犬猫の譲渡が多く、殺処分は少ないですが、子猫の収容中の死亡が多くなっています。
- (3) 負傷猫の収容数は他政令市と比較して少ないですが、5割が死亡しています。
- (4) 子猫譲渡の6割が保護ボランティアへの譲渡のため、今後、ボランティア活動に対する支援が必要です。

- (5) 成猫の収容日数は、年々長期化していることから、収容動物の心身のケアへの対応が難しくなっています。
- (6) 譲渡動物に対する不妊手術の推進について、試行段階にとどまっています。
- (7) 多頭飼育者からの多数の犬猫の放棄が生じた場合、行政で全頭収容することは困難であり、殺処分を減らすためにはボランティア団体との協力が不可欠な状況です。
- (8) エサやりによる住み着き、不衛生や庭・畑荒らしの相談など、飼い主のいない猫に起因する問題が多いため、これに対する対応が求められています。
- (9) 災害対応について、関係団体と協定を結び体制を整備していますが、市民にまだ十分に知られていない状況です。